

(仮称) 苓北風力発電事業
環境影響評価方法書

補足説明資料

平成30年4月

株式会社レノバ

風力部会 補足説明資料 目次

1.	事業計画について（非公開）	4
2.	新規取り付け道路と車両走行ルートについて（非公開）	6
3.	コンクリートの調達について（非公開）	6
4.	工事中の排水①雨水排水について	6
5.	農業地域の指定について	7
6.	山地災害危険地区について（非公開）	7
7.	大気安定度・大気質の予測地点について	9
8.	自動車騒音の常時監視結果の評価区間について	9
9.	ナセル相当位置の風速観測について	10
10.	環境騒音を支配する音について	11
11.	環境騒音または残留騒音と風況の関係について	11
12.	低周波音（超低周波音を含む）の測定について	12
13.	風力発電機の音響性能について	12
14.	沢域の保全について	12
15.	河川の流域界・水質調査点の集水範囲について	13
16.	風車の影について	15
17.	動物・生態系について	15
18.	クモ類と陸産貝類について	16
19.	シマアカモズについて	16
20.	コウモリの飛翔高度について	17
21.	渡り鳥・希少猛禽類調査用の定点について	17
22.	植物の種数の数え方について	17
23.	植生の調査方法のブラウーンブランケ法について	18

24.	植生調査について.....	18
25.	裸子植物について.....	18
26.	生態系上位性注目種について.....	19
27.	景観について.....	19
28.	風力発電機の配置等について（非公開）.....	20
29.	設置予定の風力発電機の概要について（非公開）.....	22
30.	工事中の交通に関する事項について.....	22
31.	累積的な影響について.....	23
32.	専門家等の意見について（非公開）.....	23
33.	大気環境（大気質、騒音及び超低周波音、振動）の調査位置について（非公開）.....	24
34.	騒音・振動発生施設と民家の関係について（非公開）.....	24
35.	風力発電機の諸元と騒音のパワーレベルについて（非公開）.....	26
36.	騒音の調査位置と可視領域の関係について.....	26

別添資料一覧

別添 2 8 : 工事用仮設道路の位置、改変を伴う管理用道路【非公開】

別添 3 3 : 大気環境（大気質、騒音及び超低周波音、振動）の調査位置について【非公開】

1. 事業計画について（非公開）

- ①設備認定の申請，系統連系の申請状況について説明願います。
- ②発電機の出力が4500kwを予定されていますが，補足説明資料では4300kwになっています。
また，別添資料28の配置計画では14基となっています。整合性をとっていただきたい。
- ③道路計画（別添28）は確定でしょうか。既存の林道と新設の区分が良くわかりませんが，尾根筋には既存の林道等がなく概ね新設されることになるのでしょうか。
- ④対象事業実施区域に至る道路は明示されているが，事業実施区域内に入る部分から尾根筋に至る輸送ルートが不明です。（別添資料28でもわかりません。）
- ⑤工事用車両の走行台数が未定としているが，排ガス影響などの予測評価に際してどのように走行車両台数を当てはめるかを検討しておく必要があるのではないのでしょうか。
- ⑥アセスの全体工程を提示願います
- ⑦前倒調査を実施しているならば状況等をご紹介ください。
- ⑧苓北火力の排煙の風下側に位置するが，排煙の拡散に対して風車の影響はないのか，確認が必要ではないか。

（事業者の見解）

- ①系統連系は既に確保しております。
事業認定については既に（2017年12月）九州経済産業局に申請済みで現在審査中です。
 - ②別添資料28にお示ししたのは現状の計画における機種・配置であり、今後の環境影響評価結果、許認可手続き、航空測量を実施した上での造成・配置計画により変更される可能性があります。
 - ③道路計画は現状の機種・配置計画によるものであり、今後の環境影響評価結果、許認可手続き、航空測量を実施した上での造成・配置計画により変更される可能性があります。
新設道路と既存道路について図1に示します。
 - ④図1に示します。
 - ⑤準備書までには、走行車両台数の計画を具体化するよういたします。
 - ⑥今後、地元等の調整により変更の可能性があります。現時点で、アセス全体工程は以下を予定しております。
平成29年夏頃 現地調査開始
平成32年3月頃 準備書公告
平成33年2月頃 評価書公告
 - ⑦前倒調査は実施しておりません。
 - ⑧今後、風車位置を確定していく中で、風況データの結果、苓北火力の排煙に関するデータ（入手可能であれば）を参考に排煙の拡散に対する影響予測の必要性について、検討いたします。
- ※地権者と交渉前であるため、図1については非公開。

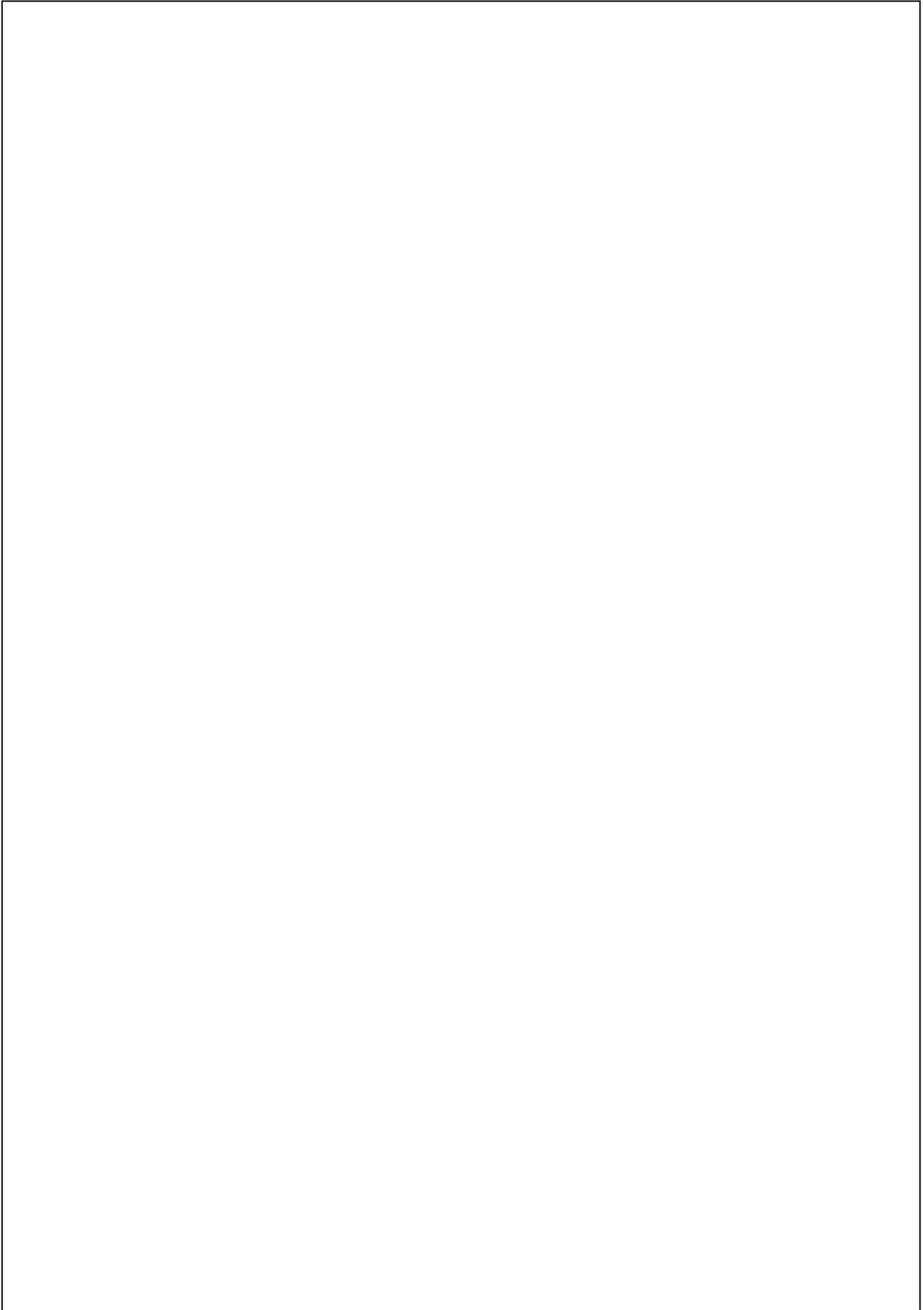


図1 道路計画案 (非公開)

2. 新規取り付け道路と車両走行ルートについて（非公開）

工事用車両は、県道286号線からどのようなルートを通して新規取り付け道路に入り、工事現場へ到達する計画であるのかをもう少し詳しく説明してください。また、そのルート沿道に住居または集落があれば、主なものをいくつか示してください。

【補足説明資料 別添資料28】

（事業者の見解）

図1に示します。

※地権者と交渉前であるため、図1については非公開。

3. コンクリートの調達について（非公開）

コンクリートはどこから調達する予定でしょうか。県道286号の事業地より山側も大型車が走行する予定でしょうか。

【方法書P. 2. 2-12(14)】

（事業者の見解）

※コンクリート業者と交渉前であるため、非公開。

4. 工事中の排水①雨水排水について

風車ヤードだけでなく、道路造成時の降雨時排水にも充分ご配慮ください。

「敷地内に自然放流」とあるが「敷地内」とはどこですか？

【方法書P. 2. 2-13(15)】

（事業者の見解）

道路造成時の降雨時排水にも配慮いたします。

沈砂池は風車ヤード内に設置する予定です。沈砂池から排出される水はヤード外（事業実施区域内）に排水し、河川に濁水の影響が及ばないように配慮した設計にする予定です。

5. 農業地域の指定について

対象事業実施区域はほぼ全域が農業地域に指定されているが、風車の配置は可能か。

【方法書P. 3. 2-9(89)】

（事業者の見解）

熊本県農林水産部とは別途協議を行っており、今後、風車の配置に向けて、必要手続きを行ってまいります。

6. 山地災害危険地区について（非公開）

山地災害危険地区図（p. 154）に風車配置予定位置を重ねて提示願います。

【方法書P. 3. 2-74(154)】

（事業者の見解）

図6にお示しいたします。

※地権者と交渉前であるため、図6については非公開。

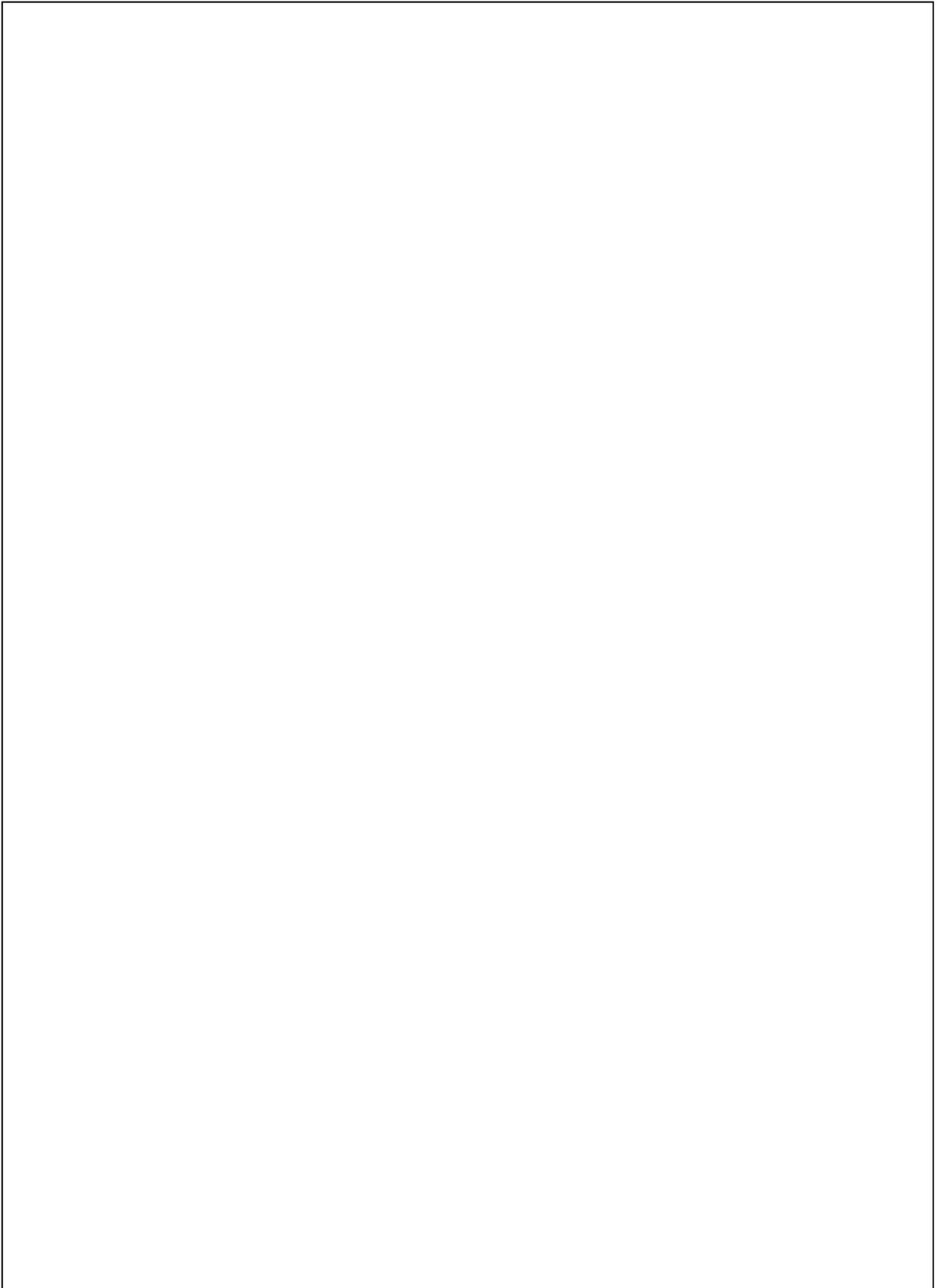


图 6 山地災害危険地区（非公開）

7. 大気安定度・大気質の予測地点について

窒素酸化物 建設機械の稼働では大気安定度はどのように算出するのでしょうか。また予測地点として、大気質調査地点（一般）のみあげていますが、対象事業実施区域内やそのすぐ南側、また宇土地区にも民家があるようなので予測を行うべきではないでしょうか（ふんじんも同じ）。

【方法書P. 6. 2-7(230)】

（事業者の見解）

大気安定度の算出には、日射量（日中）と放射収支量（夜間）又は雲量（夜間）と風速データを用います。日射量は熊本地方気象台の全天日射量データまたは、本渡地域気象観測所の日照時間データを日射量に換算して用いる予定です。夜間の大気安定度の算出に必要な放射収支量のデータはありませんので、熊本地方気象台の雲量のデータを用いる予定です。ただし、雲量データは3時間毎の値しかありませんので、直近の雲量データを用いることとします。ただ、工事は基本的に8時～17時の昼間の予定です。

大気質の予測地点については、ご指摘を踏まえ、環境騒音の予測地点と同じ地点（10地点）で予測します。

8. 自動車騒音の常時監視結果の評価区間について

p. 26の第3. 1-11表における評価区間の道路の種類と名称を示してください。

【方法書P. 3. 1-10(26)】

（事業者の見解）

表に示すとおりです。

第 3. 1-11 表 自動車騒音評価結果（平成 27 年度）

番号	名称・種別	評価区間	評価距離 (km)	評価結果			
				昼夜とも基準値以下 (%)	昼間のみ基準値以下 (%)	夜間のみ基準値以下 (%)	昼夜とも基準値超過 (%)
①	一般国道 389 号	天草市・苓北町境 ～天草市天草町下田北	2.5	100	0	0	0
②	一般国道 389 号	天草市天草町下田北 ～天草市天草町下田南	1.7	100	0	0	0
③	一般国道 389 号	天草市天草町下田北 ～天草市天草町下田南	1.2	100	0	0	0

④	県道 24 号本渡下田線 (主要地方道)	天草市天草町福連木 ～天草市天草町下田北	8.4	100	0	0	0
⑤	県道 35 号牛深天草線 (主要地方道)	天草市河浦町今田 ～天草市天草町福連木	9.0	100	0	0	0

9. ナセル相当位置の風速観測について

マニュアル（風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル）に基づく騒音測定の際、ナセル相当位置の風況を把握するための風況観測塔の場所と高さを示し、その測定方法について説明してください。

【方法書P. 6. 2-17(240)】

（事業者の見解）

風況観測塔における観測は現在、地上高 40m、50m、57m において、風向計（矢羽型風向計）及び風速計（3 杯型風速計）を用いて平成 29 年 12 月より実施しています。風況観測塔設置位置及び風況観測塔は図 9-1 及び図 9-2 のとおりです。

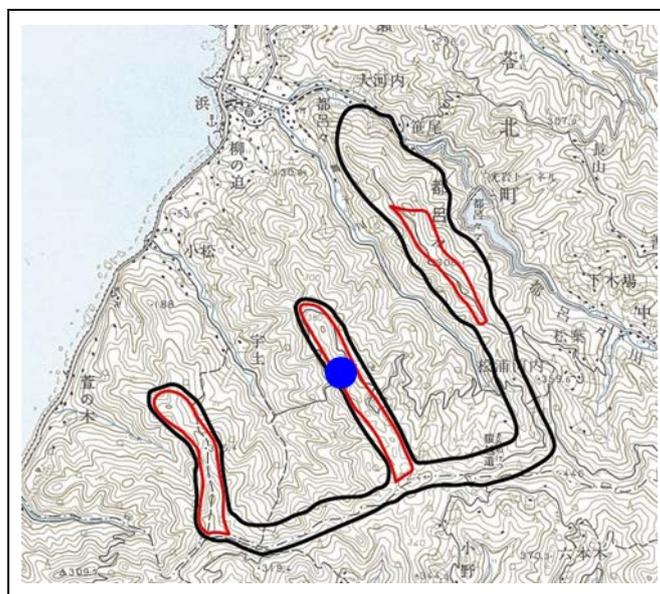


図 9-1 風況観測塔設置位置

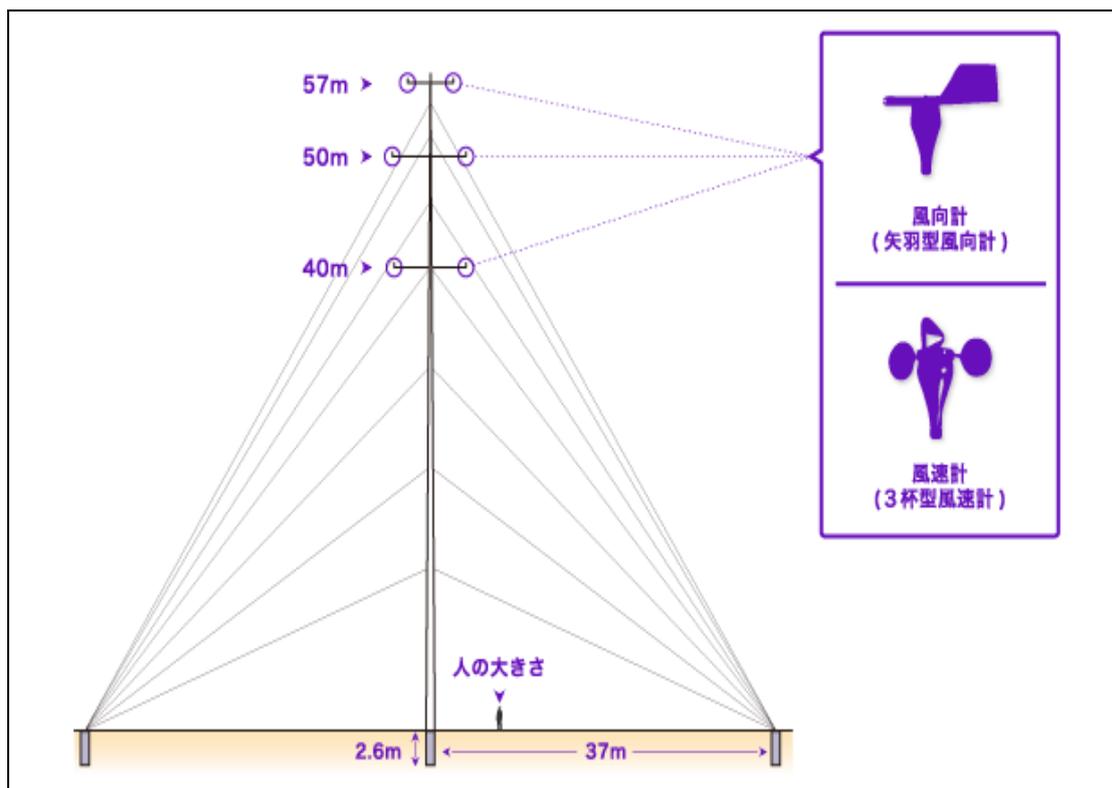


図 9-2 風況観測塔概要

10. 環境騒音を支配する音について

可能な限り環境騒音を支配する音（例えば人の活動に伴う音、自然由来の音など）を記録して、報告してもらいたい。

【方法書P. 6. 2-15 (238)～6. 2-18 (241)】

(事業者の見解)

現地調査の際、可能な限り環境騒音を支配する音について記録し、報告いたします。

11. 環境騒音または残留騒音と風況の関係について

事業対象地域は海岸に近く、海波の音が影響することもあるので、環境騒音または残留騒音の測定値（10分間値）と風向（海風/陸風）・風速の関係も把握してもらいたい。

【方法書P. 6. 2-15 (238)～6. 2-18 (241)】

(事業者の見解)

環境騒音または残留騒音の測定値（10分間値）と風向（海風/陸風）・風速の関係も把握に努めます。

12. 低周波音（超低周波音を含む）の測定について

低周波音は風雑音の影響を受けやすいので、現況値の測定に当たっては可能な限り風雑音の影響を抑止するように努めること。

【方法書P. 6.2-19(242)～6.2-20(243)】

（事業者の見解）

現況値の測定に当たっては可能な限り風雑音の影響を抑止するよう努めます。

13. 風力発電機の音響性能について

準備書では、採用する風力発電機の音響特性としてIEC 61400に基づくA特性音圧のFFT分析結果を示し、純音成分に関する周波数(Hz)、Tonal Audibility(dB)の算定と評価を行うこと。さらに風車騒音のA特性1/3オクターブバンド分析結果、Swish音に関する特性評価を示すこと。

（事業者の見解）

A特性音圧のFFT分析結果、純音成分に関する周波数(Hz)、Tonal Audibility(dB)の算定と評価結果をお示しするよう努めます。また、風車騒音のA特性1/3オクターブバンド分析結果、Swish音に関する特性評価についてもお示しするよう努めます。

14. 沢域の保全について

沢を経て沈砂池排水が本流に流入する可能性があり、また海域にも近いので工事実施に当たり事業実施区域内および周辺域の沢の位置を把握され、それらの保全についてご配慮ください。現時点で把握されている沢があればそれらを図示してください。

（事業者の見解）

現時点では把握しておりませんが、今後、対象事業実施区域内及び周辺域の沢の位置を把握し、それらの保全について配慮するよういたします。

15. 河川の流域界・水質調査点の集水範囲について

各河川の流域界、各水質調査点の集水範囲を図示してください。また、小松川の上流部の表流水取水場の近くにも水質調査点を設けられないでしょうか。

【方法書P. 6. 2-28(251)】

(事業者の見解)

各河川の流域界、各水質調査点の集水範囲は図 15 に示すとおりです。小松川の上流部の表流取水場の近くに、調査に必要な一定の水量の確保が可能で、安全なアクセスが可能な地点がありましたら、小松川の調査地点位置を変更又は追加いたします。

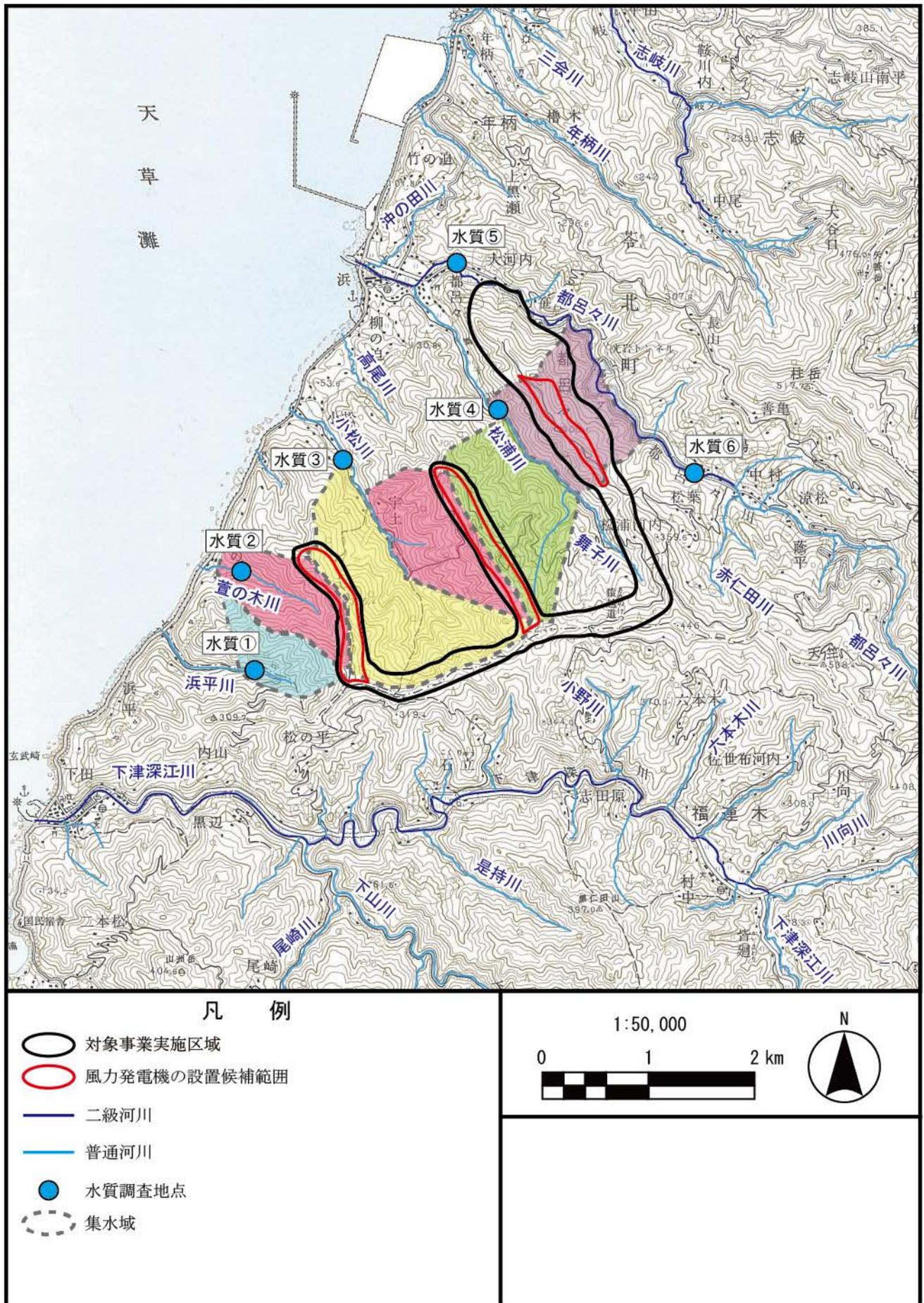


図15 集水範囲

16. 風車の影について

指針値を超える場合には、実気象条件を考慮した解析の実施を検討されたい。

【方法書P. 6. 2-30(253)】

(事業者の見解)

国内には風車の影が重大な影響を与えるという事に関する目標値や指針値が無い事から、ドイツの指針値である「実際の気象条件などを考慮しない場合、年間30時間かつ1日最大30分を超えない」を参照値とし、現地調査による風力発電機設置予定方向の視認性も合わせて予測評価を行う予定としております。

実際の気象条件などを考慮しない場合に参照値を超える影響が予測され、植生や建造物などによる該当する風力発電機方向への視認性の遮蔽も認められない住宅等が有り、なおかつ一年分の風況データが準備書までに揃いましたら、実際の気象条件を考慮する場合の解析も実施いたします。

17. 動物・生態系について

①ルートセンサスで定量的なデータを取得することは難しいので、ポイントセンサスあるいはスポットセンサスの点数を多く設けてデータの定量性を担保されたい。また、この調査結果は稼働前の基本データとなることから改変区域あるいは風車からの距離との関係が評価できるように調査点の設定に工夫をされたい。

②代表的な地点に調査点を設けているが、それらのデータが代表的な調査結果を示すのか十分検討されたい。

③コウモリ類の衝突リスクをどのように予測するのか説明されたい。

④上位種や典型種の餌種の季節変化はどのように配慮するのか説明されたい。

⑤上位種の飛翔状況を基にした行動圏の推定と営巣・繁殖状況の確認を的確に実施されたい。また、営巣環境の解析をどのような説明変数を基に実施するのか説明されたい。

【方法書P. 6. 2-31(254)～6. 2-52(275)及び6. 2-58(281)～6. 2-67(290)】

(事業者の見解)

① ご指摘を踏まえ、ポイントセンサスあるいはスポットセンサスの点数を多く設けてデータの定量性を担保できるように調査を実施いたします。また、改変区域あるいは風車からの距離との関係が評価できるように努めます。

② 方法書には代表的な地点に調査地点を設定しておりますが、代表的なデータを示すのが難しい場合は現地調査において適宜調査地点を追加いたします。

③ 高々度を飛翔するコウモリ類の生息状況については、音声調査では種の同定までは困難ですが、確認された周波数や波形等からグループ化しそれぞれの通過回数を解析する

予定です。コウモリ類の衝突リスクの予測については現時点では効果的な手法が確立されておりませんので、今後の最新の知見及び有識者意見聴取を踏まえ、予測手法を検討いたします。

- ④ 基本的には既存資料等で確認されている餌種を対象としますが、餌運び等で餌種の季節変化が確認された際には対象となる餌種の把握に努めます。
- ⑤ 上位種の飛翔状況を基にした行動圏の推定及び営巣・繁殖状況の確認について実施いたします。営巣環境の解析については標高、傾斜、植生、斜面方位等を基に実施する予定であります。

18. クモ類と陸産貝類について

クモ類と陸産貝類にも着目されたことは望ましいことですが、これらに着目した主旨をご紹介ください。

【方法書P. 6. 2-32(255)】

(事業者の見解)

クモ類及び陸産貝類については移動能力が低い種があり、改変による影響が懸念されること、熊本県においてはレッドリストに重要種として選定されていることから対象といたしました。

また、有識者意見聴取の際にクモ類及び陸産貝類についても調査が望ましいとご意見をいただいております。

19. シマアカモズについて

p. 53 の表中、モズ科シマアカモズの記載がありますが、学名でも明らかなように、これは亜種名で、種名は「アカモズ」です（鳥類目録改訂第7版）。本州中北部以北で夏鳥である亜種アカモズは環境省RDBでも「絶滅危惧1B（EN）」ですが、熊本県では記録されていないのでしょうか？ もし亜種シマアカモズのみの記録だとしても、注に「鳥類の種名は、「日本鳥類目録 改訂第7版」（日本鳥学会、平成24年）に準拠した。」とありますので、フクロウの例（キュウシュウフクロウで記載との注）のように、種名は「アカモズ」とし。注として「シマアカモズで記載」とすべきではないでしょうか。

【方法書P. 3. 1-37(53)】

(事業者の見解)

ご指摘を踏まえ、準備書以降の図書において種名は「アカモズ」とし、注として「シマアカモズで記載」と修正いたします。

20. コウモリの飛翔高度について

p. 259の表中、コウモリの飛翔高度調査の記述がありますが、風況観測塔の2高度とはどんな高さなのか、具体的に明記した方がいいでしょう。

【方法書P. 6. 2-36(259)】

(事業者の見解)

高度については風況ポールの15m、50mの2高度に設置予定であります。準備書以降の図書において高度を具体的に明記いたします。

21. 渡り鳥・希少猛禽類調査用の定点について

p. 262 渡り鳥・希少猛禽類調査用の定点が、ほとんど対象事業実施区域外となっておりますが、対象事業実施区域内での正確な飛翔高度が把握できるような定点となっているのでしょうか？ とくにツル類やアカハラダカが事業実施区域内を通過する場合を想定しての危惧です。P. 275の図からは、もっとも近い定点から風車設置予定地まで2km以上の距離があるようにみえます。

【方法書P. 6. 2-39(262)】

(事業者の見解)

対象事業実施区域内は現地の下見をした結果、飛翔高度が把握できるような定点が少ないため、区域外の定点が多くなっておりますが、今後の現地調査等において区域内で確認できる箇所がありましたら、適宜設定いたします。

22. 植物の種数の数え方について

亜種以下の種内分類群もあるので、単純に「00種」としないで種内分類群の内訳を記すか、あるいはそれらを勘案して「種類」としてください。

【方法書P. 3. 1-44(60)～3. 1-49(65)】

(事業者の見解)

ご指摘を踏まえ、準備書以降の図書においては「種類」と修正いたします。

23. 植生の調査方法のブラウーンブランケ法について

植生の調査方法のブラウーンブランケ法ですが、これは現地調査だけでなく、収集した植生調査票の整理と植生単位の区分までを指しますので、得られた植生調査票は群落組成表でお示しください。

【方法書P. 6. 2-53(276)】

(事業者の見解)

現地調査で得られた植生調査票は準備書以降の図書において群落組成表でお示しいたします。

24. 植生調査について

植生調査は植生図凡例を決めるためのものではなく、当該地域の自然環境や生物多様性、生態系などを把握する上で重要であり、「生態系」評価ともかかわってくるので立地環境を考慮した、地域全域をカバーするような調査をしていただきたい。

【方法書P. 6. 2-53(276)～6. 2-57(280)】

(事業者の見解)

植生調査は立地環境を考慮し、可能な限り全域をカバーするように努めます。

25. 裸子植物について

p. 60の植物相のところ、裸子植物は存在しないことになっていますが、植生調査を含めた現地調査でよく確認してください。

【方法書P. 3. 1-44(60)】

(事業者の見解)

確認文献においては裸子植物の存在は記載がありませんが、植生調査を含めた現地調査において、植物相を確認いたします。

26. 生態系上位性注目種について

生態系上位性注目種にハヤブサを選定していますが、p.174の表中、ハヤブサの生息環境は「島嶼や崖地周辺及び平野部の農耕地」とされています。対象事業実施区域は、山地樹林地が大半のようですが、現地での生息状況調査の結果次第で、ハヤブサが当該生態系を代表する種とはいえなくなる危険性はありませんか？ もしその場合、代替種として考えられる種はありますか？

【方法書P.6.2-58(281)】

(事業者の見解)

ご指摘のとおり、ハヤブサが当該生態系を代表する種とはいえなくなる可能性もあり、代替種としては、ミサゴ及びテンを検討しております。

27. 景観について

景観について、背景またはその接続領域に雲仙天草国立公園内の景観資源が入る場合には慎重な評価をお願いします。また風車の垂直視野角が1~5°程度になる場合には、紙面上でみるモンタージュによる垂直視野角と実際の視野角がほぼ同じ程度になる図も作成してください。

【方法書P.6.2-68(291)~6.2-70(293)】

(事業者の見解)

ご指摘をふまえ、背景またはその接続領域に雲仙天草国立公園内の景観資源が入る場合には丁寧に評価するようにいたします。

風車の視野角に関して、1~5°の範囲の風車について追加で図を提示するご趣旨について、一般市民にとってイメージしやすいようにとのご趣旨であるとするならば、住民説明会の場でプロジェクターに投影するなどの方法を用いて情報提供や説明を行うことを積極的に進めてまいります。

今後、アセス図書においては、垂直視野角をイメージしやすくなるような説明として、「自分の腕を前方に伸ばして手のひらを自分の顔にむけて横にかざしたときに、垂直視野角1度は、小指の幅(太さ)分の高さが目安、垂直視野角5度は、人差し指~小指の4本分の太さが目安」と追記したいと思います。また住民説明会においても、プロジェクターでの投影とともに、このような説明をすることを検討いたします。

このようなイメージをつかんでいただくことで、イメージしていただきやすくなるものと考えております。

【説明済み資料】

28. 風力発電機の配置等について（非公開）

方法書の調査内容と調査地点の位置等との妥当性を検討するためには、風車の配置や改変予定区域の場所を特定することが望ましいことから、風力発電機の設置位置、工事用仮設道路の位置、土捨て場、改変を伴う管理用道路、対象事業実施区域内の送電線及び変電所の位置等、基本的情報を記載してください。（計画案でも可）なお、採用予定の機種ごとに配置案が異なる場合は、それぞれ記載して下さい。

【方法書P. 2. 2-7(9)～2. 2-14(16)】

【電力安全課共通指摘事項】

（事業者の見解）

風力発電機の設置位置は図 28 のとおりです。工事用仮設道路の位置、改変を伴う管理用道路は別添資料 28 のとおりです。（別添資料 28 では基数は 14 基でお示ししていますが、15 基でも工事用仮設道路の位置、改変を伴う管理用道路は同様の計画です。）対象事業実施区域内の送電線及び変電所の位置は方法書に記載のとおりです。なお、本工事において発生する残土は、埋戻し及び盛土に再利用するため、土捨て場の設置はしない予定です。

※地権者と交渉前であるため、図 28 及び別添資料 28 については非公開。

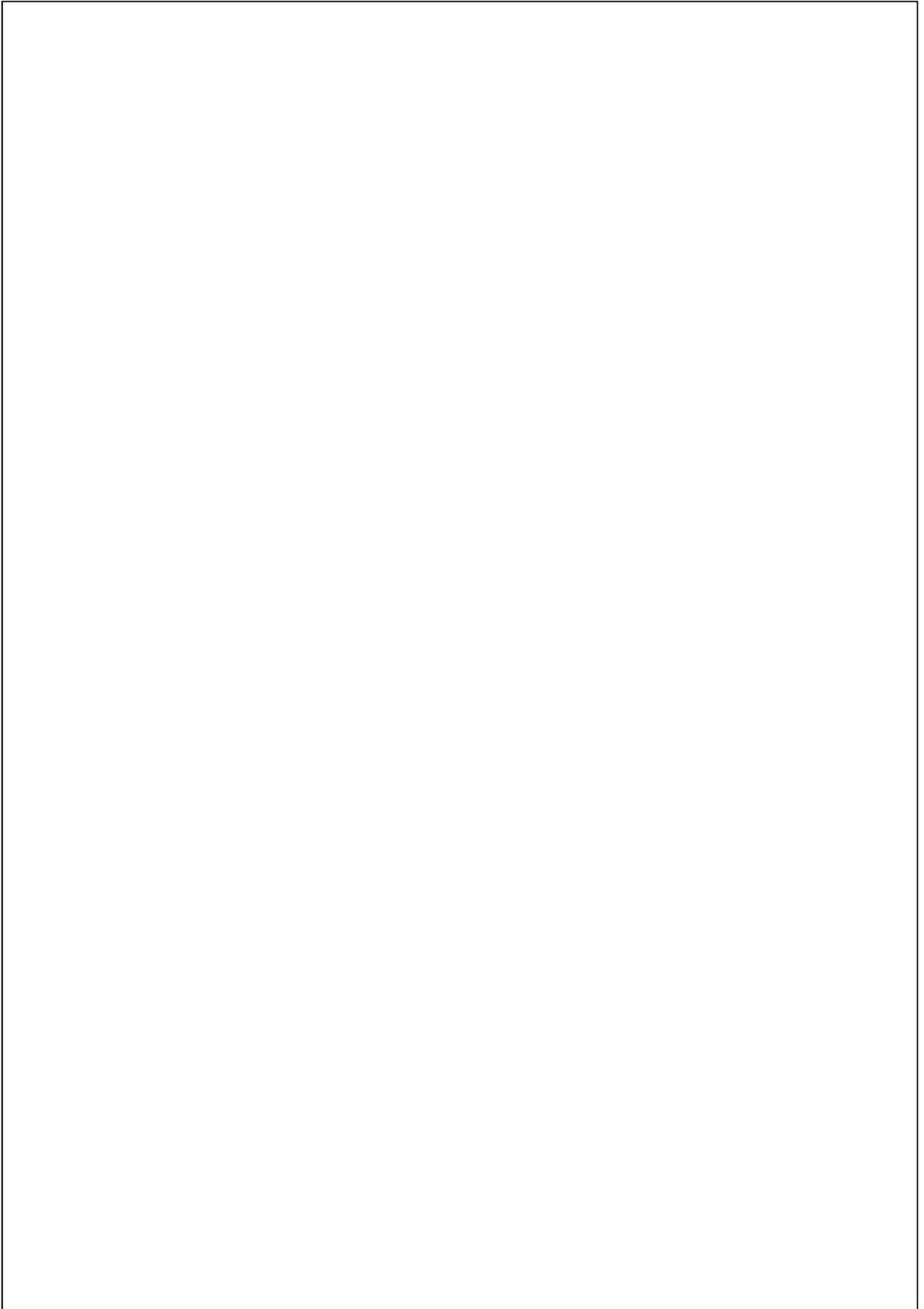


図 28 風力発電機の設置位置 (非公開)

29. 設置予定の風力発電機の概要について（非公開）

風力発電機の機種（規模）により、環境影響の範囲や程度が異なることから、採用予定の全ての機種について、風車の諸元（定格出力、ローター直径、ハブ高さ、カットイン風速等）を記載して下さい。

【方法書P. 2. 2-5(7)】

【電力安全課共通指摘事項】

（事業者の見解）

※メーカーに公開の了解を得ていないため非公開。

30. 工事中の交通に関する事項について

工事関係車両の種類及び台数並びに工事中における主要な交通ルートについて記載してください。（図中に道路の種類と名称を記載してください。確定していない場合は、ルートの複数案と走行車両台数の概算を記載してください。）

【方法書P2. 2-10(12)～2. 2-12(14)】

【電力安全課共通指摘事項】

（事業者の見解）

工事関係車両の主要な交通ルートについては方法書に記載のとおりです。建設工事に伴い土石を搬出するダンプトラック、風力発電機基礎工事の際には基礎コンクリート打設のためのミキサー車及びポンプ車が走行する予定ですが、台数については検討中です。

31. 累積的な影響について

対象事業実施区域の周囲等に既設及び計画中の風力発電事業があれば、事業の概要（事業の名称、出力、風力発電機の基数、運転開始年月等）、事業区域、風力発電機の位置について、情報が得られる範囲で記載してください。

選定した環境影響評価の項目について、これらの事業との累積的な影響の検討を行うか、その項目も含めて記載してください。

例1：累積的影響が生じる可能性があり、〇〇について、検討を行うこととする。

例2：△△のため、累積的影響は生じないと考えられる。

例3：累積的影響が生じる可能性があるが、□□のため、検討を行わない。

【方法書P2.2-1(3)～2.2-2(4)】

【電力安全課共通指摘事項】

（事業者の見解）

周辺地域における既設の風力発電事業としては、方法書に記載のとおりです。本事業の対象事業実施区域より、約10kmの距離があるため、累積的影響は生じないと考えます。

なお、計画中の風力発電事業については把握しておりません。

32. 専門家等の意見について（非公開）

意見聴取した専門家等の所属機関の属性について、記載してください。（cf. アセス省令第17条第5項）

専門家の了解が得られた範囲で、氏名を御教示ください。（※非公開資料可）

また、専門家の意見の根拠となっているものがあれば教えてください。（文献や地域のデータ等）

【方法書P6.2-2(225)～6.2-3(226)】

【電力安全課共通指摘事項】

（事業者の見解）

※専門家に公開の了解を得ていないため非公開。

33. 大気環境（大気質、騒音及び超低周波音、振動）の調査位置について（非公開）

大気環境（大気質、騒音及び超低周波音、振動）の調査位置について、民家・道路・測定場所の関係がわかる大縮尺の図（500分の1～2500分の1程度）を記載してください。

【方法書P. 6. 2-12(235)及びP. 6. 2-24(247)】

【電力安全課共通指摘事項】

（事業者の見解）

大気環境（大気質、騒音及び超低周波音、振動）の調査位置は別添資料 33 のとおりです。

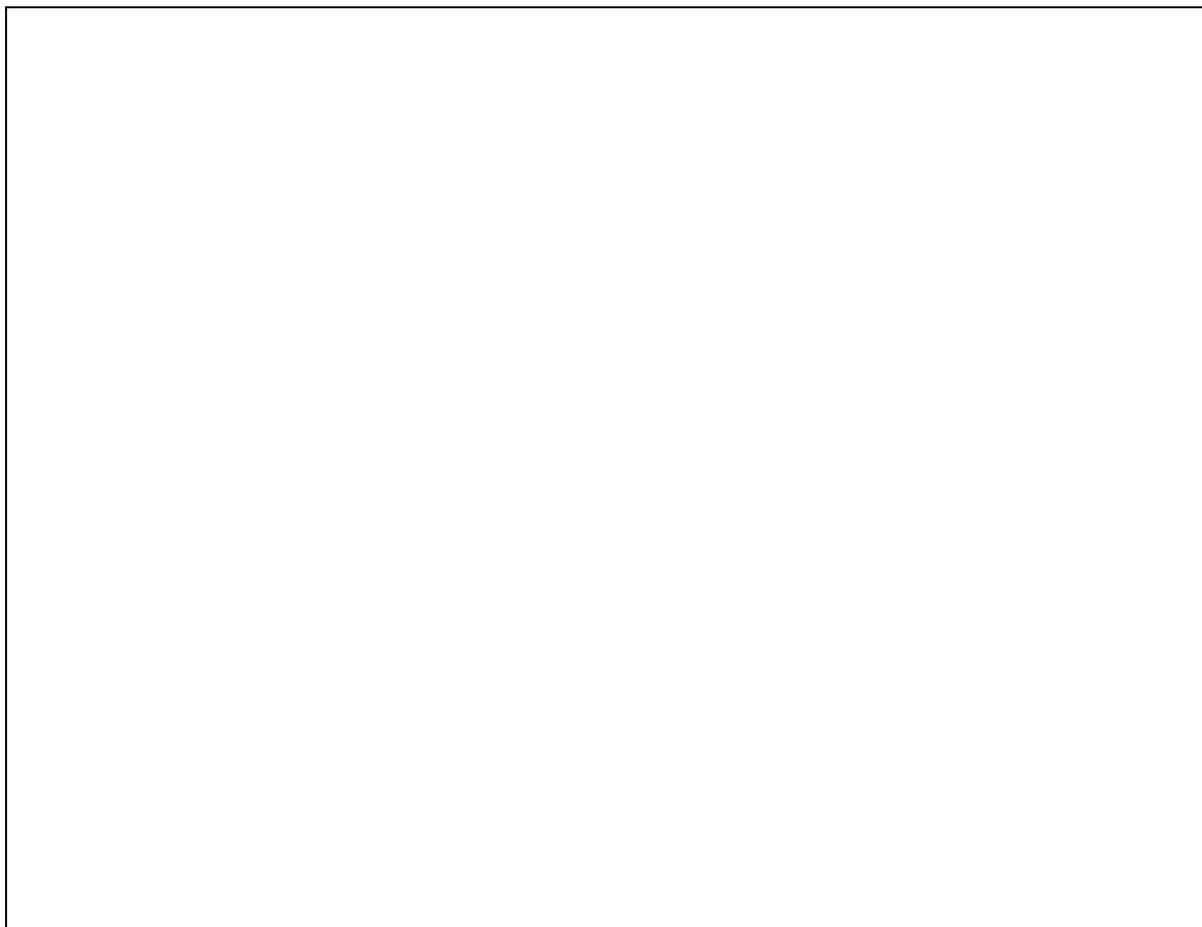
※個人情報を含むため、別添資料 33 については非公開。

34. 騒音・振動発生施設と民家の関係について（非公開）

騒音・振動発生施設から最寄りの民家までの状況（距離・地形など）がわかる地形図（可能であれば裁断面も）を記載してください。

【電力安全課共通指摘事項】

（事業者の見解）



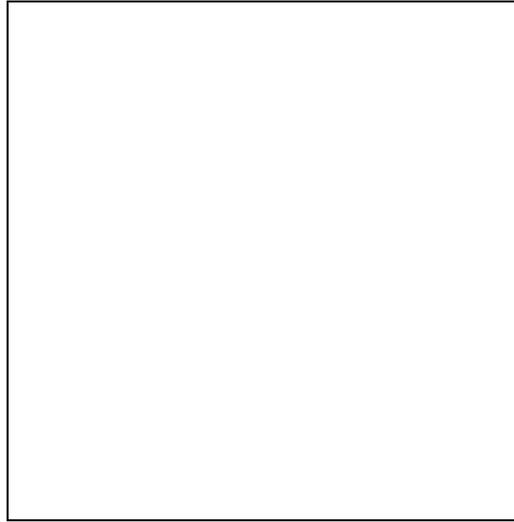


図7 風力発電機から最寄りの民家までの状況（非公開）

※地権者と交渉前であるため、非公開。

35. 風力発電機の諸元と騒音のパワーレベルについて（非公開）

設置可能性のある全ての風力発電機について、騒音パワーレベルを記載してください。

【電力安全課共通指摘事項】

（事業者の見解）

※メーカーに公開の了解を得ていないため非公開。

36. 騒音の調査位置と可視領域の関係について

騒音の調査位置と可視領域の関係について、図示してください。

なお、その際、可視領域予測の条件を注記してください。（地形以外に考慮した事項、風力発電機の配置を勘案しているか等）

【方法書P6.2-24(247)】

【電力安全課共通指摘事項】

（事業者の見解）

騒音の調査位置と可視領域の関係については方法書に記載のとおりです。

可視領域図は、風力発電機の設置候補範囲に50m間隔で風力発電機（高さ165.0m）を仮配置し、国土地理院の基盤地図情報（10m標高メッシュ）を用いて作成しました。